

# 地方消費者行政の現況

「平成22年度 地方消費者行政の現況調査」

平成24年1月

消費者庁



## はじめに

「地方消費者行政の現況調査」は、地方自治体における消費者行政の現況を把握するために、消費者庁創設以前（内閣府国民生活局）から実施してきたものである。

昨今の地方消費者行政の充実が大きな課題となっている中、都道府県等の地方自治体における消費者行政を担当する組織、職員配置、予算、事業の動向等を的確に把握することが必要であることから、平成 22 年度においても、以下により本調査を実施した。

### 1. 調査対象

都道府県、政令指定都市、市区町村

消費者行政を推進している特別地方公共団体（広域連合、一部事務組合）

### 2. 調査時点

平成 23 年 1 月

### 3. 調査内容

平成 22 年度は、前年度の調査項目（消費者行政を担当する組織、職員配置、予算、事業の動向）を踏襲しつつ、商品テストの実施状況、審議会の開催状況（都道府県及び政令指定都市を対象）等の項目を追加して把握。なお、調査内容の時点は平成 22 年 4 月 1 日現在とし、うち地方自治体における消費者行政に関する体制の動向や事業の実施状況については平成 21 年度における状況を把握。

### 4. その他

集計において使用している人口規模別の分類は末尾の付注（住民基本台帳に基づく人口データ）によるもの。また、「消費生活センター」は消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項に定める「消費生活センター」を指す。



## 目 次

I. 消費生活相談窓口の状況	1
I-1 消費者相談窓口の設置状況	1
I-2 市区町村等（政令市除く）における設置者区分別の相談窓口の設置状況	3
I-3 市区町村（政令市除く）における人口規模別の相談窓口の設置状況	5
II. 消費者行政担当職員の配置	7
II-1 消費者行政担当職員の状況	7
II-2 消費者行政担当の事務職員の配置状況	8
II-3 消費生活相談員の配置状況	10
II-4 商品テスト担当職員の配置状況	14
III. 消費生活相談員の採用形態・待遇	15
III-1 消費生活相談員の採用形態・勤務形態	15
III-2 消費生活相談員の待遇	16
IV. 消費者行政担当部署の配置、事務分掌	18
IV-1 消費者行政担当部署の配置状況	18
IV-2 事務分掌の規定状況	19
V. 消費者行政予算	20
V-1 消費者行政予算について	20
V-2 消費生活相談員に係る人件費の動向	23
VI. 事業の実施状況	25
VI-1 相談事業の実施状況	25
VI-2 研修の実施、参加状況	27
VI-3 消費者教育、啓発、広報事業の実施状況	29
VI-4 法執行の実施状況	30
VI-5 商品テストの実施状況	31
VI-6 各主体との連携状況	33
(付注)	35



# I. 消費生活相談窓口の状況

## I-1 消費者相談窓口の設置状況

### (1) 概況

消費者安全法の規定に基づく消費生活センター数は、平成22年4月1日現在、全国で611箇所（前年度比110箇所増加）となっている。

市区町村において消費生活センターを設置している自治体数は、平成22年4月1日現在、475の自治体（前年度比125自治体で増加）で設置されている。

また、市区町村（政令市除く）における消費生活相談の相談窓口（消費生活センターを含む）を設置している自治体数は、1,475の自治体（設置率85.2%）で設置されている。

### (2) 消費生活センターの設置状況

#### ①消費生活センターの数

平成22年4月1日現在

	平成21年	平成22年	増減 (H21.4.1からの比較)
合計	501	611	110
都道府県 (うち サブセンター数)	123 (76)	116 (69)	-7 (-7)
政令市 (うち サブセンター数)	26 (8)	30 (11)	4 (3)
市区町村等(政令市除く)	351	462	111
広域連合、一部事務組合	1	3	2

< 図表 I-1 >

#### ②消費生活センターを設置している自治体数

平成22年4月1日現在

	平成21年	平成22年	増減 (H21.4.1からの比較)
合計 (設置率)	413 (22.5%)	528 (29.4%)	115
(参考)自治体数	1,836	1,797	-39
都道府県	47	47	0
サブセンター設置自治体数	27	22	-5
政令市	18	19	1
サブセンター設置自治体数	1	22	21
市区町村(政令市除く) (設置率)	350 (19.8%)	475 (27.4%)	125
(参考)市区町村数	1,771	1,731	-40

※消費生活センターを設置している広域連合及び一部事務組合を構成している自治体については、設置自治体として整理。

#### 【平成22年4月1日で消費生活センターを設置している広域連合、一部事務組合】

- ・ 吾妻広域町村圏振興整備組合（群馬県）：中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
- ・ 相楽郡広域事務組合（京都府）：木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
- ・ 鈴鹿亀山地区広域連合（三重県）：鈴鹿市、亀山市

< 図表 I-2 >

(3) 市区町村（政令市を除く）における相談窓口の設置状況

平成22年4月1日現在

	平成21年	平成22年	増減 (H21.4.1からの比較)
相談窓口(センター含む)設置の市区町村数 (設置率)	1,358 (76.7%)	1,475 (85.2%)	117 (増減率 8.6%)
うちセンター設置の市区町村数	350	475	125
相談窓口(センター除く)設置の市区町村数	1,008	1,000	-8
相談窓口(センター含む)未設置の市区町村数 (未設置率)	413 (23.3%)	256 (14.8%)	-157 (増減率 -38.0%)
(参考)市区町村数	1,771	1,731	-40

※ 消費生活センターを設置している広域連合及び一部事務組合を構成している自治体については、設置自治体として整理。



## I-2 市区町村等（政令市除く）における設置者区分別の相談窓口の設置状況

### (1) 概況

消費生活センターの設置率は、平成22年4月1日現在、市区では54.2%（428自治体）、町では5.4%（41自治体）、村では3.3%（6自治体）となっている。

消費生活に関する相談窓口（消費生活センターを含む）の設置率は、市区で96.8%（765自治体）、町で79.1%（599自治体）、村で60.3%（111自治体）となっている。

### (2) 設置者区分別の消費生活センターの設置状況（設置自治体数）

平成22年4月1日現在

	市区町村	市区町村等（政令市除く）		
		市区 (政令市除く)	町	村
平成21年 (設置率)	350 (19.8%)	339 (43.0%)	10 (1.3%)	1 (0.5%)
(参考)自治体数	1,771	788	792	191
平成22年 (設置率)	475 (27.4%)	428 (54.2%)	41 (5.4%)	6 (3.3%)
(参考)市町村数	1,731	790	757	184
増減 (H21.4.1からの比較)	125	89	31	5

※消費生活センターを設置している広域連合及び一部事務組合を構成している市町村については、設置自治体として整理。

< 図表 I-4 >

### (3) 設置者区分別の相談窓口（消費生活センター含む）の設置状況

#### ①相談窓口（消費生活センター含む）設置自治体数

平成22年4月1日現在

	市区町村	市区町村等（政令市除く）		
		市区 (政令市除く)	町	村
平成21年 (設置率)	1,358 (76.7%)	743 (94.3%)	528 (66.7%)	87 (45.5%)
(参考)市区町村数	1,771	788	792	191
平成22年 (設置率)	1,475 (85.2%)	765 (96.8%)	599 (79.1%)	111 (60.3%)
(参考)市区町村数	1,731	790	757	184
増減 (H21.4.1からの比較)	117	22	71	24

※広域連合または一部事務組合により消費生活センターを設置した管内自治体については、設置自治体として整理。

< 図表 I-5 >

②相談窓口数（消費生活センター含む）

平成22年4月1日現在

	市区町村				広域連合、 一部事務 組合
	市区町村	市区 (政令市除く)	町	村	
平成21年	1,358	743	528	87	1
平成22年	1,467	764	594	109	4
増減 (H21.4.1からの比較)	109	21	66	22	3
(参考)H22市区町村数	1,731	790	757	184	4

< 図表 I - 6 >

### I-3 市区町村（政令市除く）における人口規模別の相談窓口の設置状況

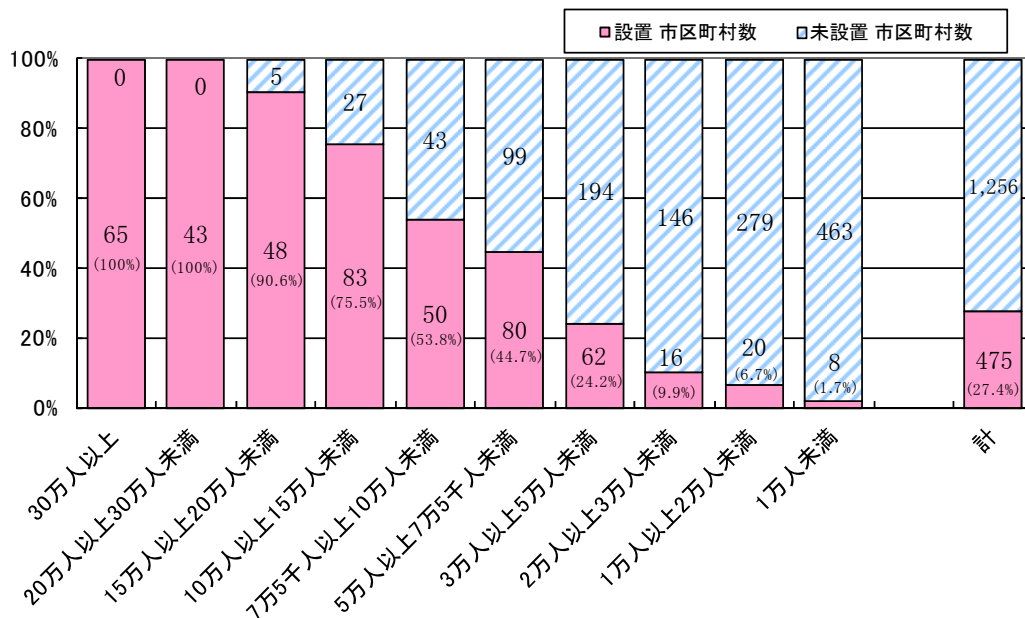
#### (1) 概況

市町村（政令市を除く）における消費生活センターの設置状況について、人口規模別にみると、人口7万5千人以上の自治体で設置率が過半数を超えている。

消費生活に関する相談窓口（消費生活センターを含む）の設置状況については、人口10万人以上の全ての自治体において設置されており、人口1万人未満の自治体においては設置率が69.2%となっている。

#### (2) 人口規模別の相談窓口の設置状況

##### ①消費生活センターの設置状況

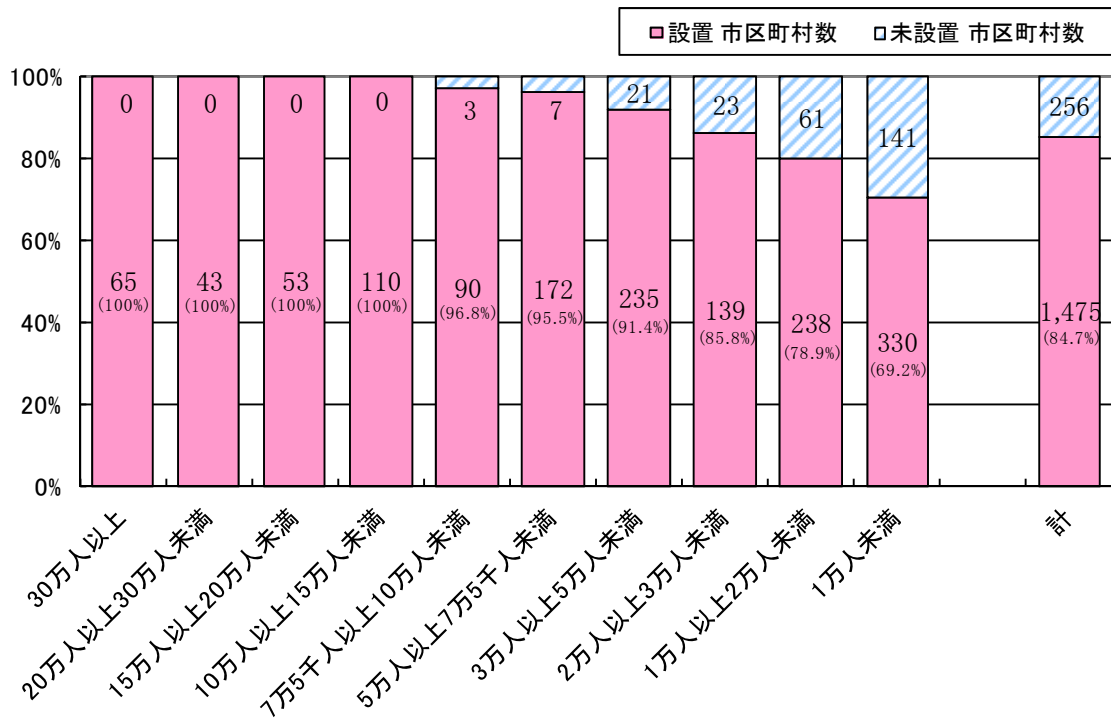


平成22年4月1日現在

	平成22年			(参考) 市区町村数*	平成21年 設置率
	設置 市区町村数	未設置 市区町村数	設置率		
30万人以上	65	0	100%	65	97.0%
20万人以上30万人未満	43	0	100%	43	95.3%
15万人以上20万人未満	48	5	90.6%	53	84.6%
10万人以上15万人未満	83	27	75.5%	110	62.3%
7万5千人以上10万人未満	50	43	53.8%	93	44.4%
5万人以上7万5千人未満	80	99	44.7%	179	27.6%
3万人以上5万人未満	62	194	24.2%	256	10.1%
2万人以上3万人未満	16	146	9.9%	162	6.2%
1万人以上2万人未満	20	279	6.7%	299	1.6%
1万人未満	8	463	1.7%	471	0.2%
計	475	1,256	27.4%	1,731	19.7%

< 図表 I-7 >

②相談窓口（消費生活センター含む）設置状況



平成22年4月1日現在

	平成22年			(参考) 自治体数※	平成21年 設置率
	設置 市区町村数	未設置 市区町村数	設置率		
30万人以上	65	0	100%	65	100.0%
20万人以上30万人未満	43	0	100%	43	100.0%
15万人以上20万人未満	53	0	100%	53	100.0%
10万人以上15万人未満	110	0	100%	110	98.1%
7万5千人以上10万人未満	90	3	96.8%	93	97.8%
5万人以上7万5千人未満	172	7	96.1%	179	93.4%
3万人以上5万人未満	235	21	91.8%	256	84.7%
2万人以上3万人未満	139	23	85.8%	162	72.5%
1万人以上2万人未満	238	61	79.6%	299	63.1%
1万人未満	330	141	70.1%	471	59.8%
計	1,475	256	85.2%	1,731	76.7%

< 図表 I - 8 >

## Ⅱ. 消費者行政担当職員の配置

### Ⅱ－１ 消費者行政担当職員の状況

#### (1) 概況

消費者行政担当職員について、平成22年4月1日現在、事務職員は5,226人（前年から36人増）、消費生活相談員は3,146人（前年から346人増）、商品テスト職員は81人（前年から4人増）となっている。

#### (2) 消費者行政担当職員数の推移

		単位(人)			各年4月1日現在
	事務職員	消費者生活 相談員	商品テスト 職員	合計	
平成7年	9,453	2,335	216	12,004	
平成8年	9,471	2,386	220	12,077	
平成9年	9,927	2,341	227	12,495	
平成10年	10,172	2,383	213	12,768	
平成11年	10,308	2,513	204	13,025	
平成12年	10,296	2,676	202	13,174	
平成13年	10,342	2,918	198	13,458	
平成14年	10,397	3,081	186	13,664	
平成15年	10,093	3,144	172	13,409	
平成16年	9,253	3,314	143	12,710	
平成17年	7,873	3,342	144	11,359	
平成18年	7,113	3,732	112	10,957	
平成19年	6,572	3,539	101	10,212	
平成20年	5,646	2,734	98	8,478	
平成21年	5,190	2,800	77	8,067	
平成22年	5,226	3,146	81	8,453	
	<b>増減</b>	36	346	4	386
	<b>増減率</b>	0.7%	12.4%	5.2%	4.8%

※広域連合、一部事務組合を含む

※1 各年度とも4月1日現在で「消費者行政本課」及び「消費生活センター」に配属されている職員数（消費者行政部局以外との兼務職員等を含む）

※2 平成20年度以降は、本課と消費生活センターのいずれで勤務しているか、実態に即した職員数を集計しているため、平成19年度以前の職員数と直接比較することはできない。

< 図表Ⅱ-1 >

## Ⅱ－２ 消費者行政担当の事務職員の配置状況

### (1) 概況

消費者行政担当の事務職員（5,226人）は、都道府県、政令市において80%程度が「専任」で、市区町村において12.7%が「専任」となっている。

他の行政分野の業務を兼務している職員の消費者行政に関する業務ウェイトは、「10%」が最も多くなっている。

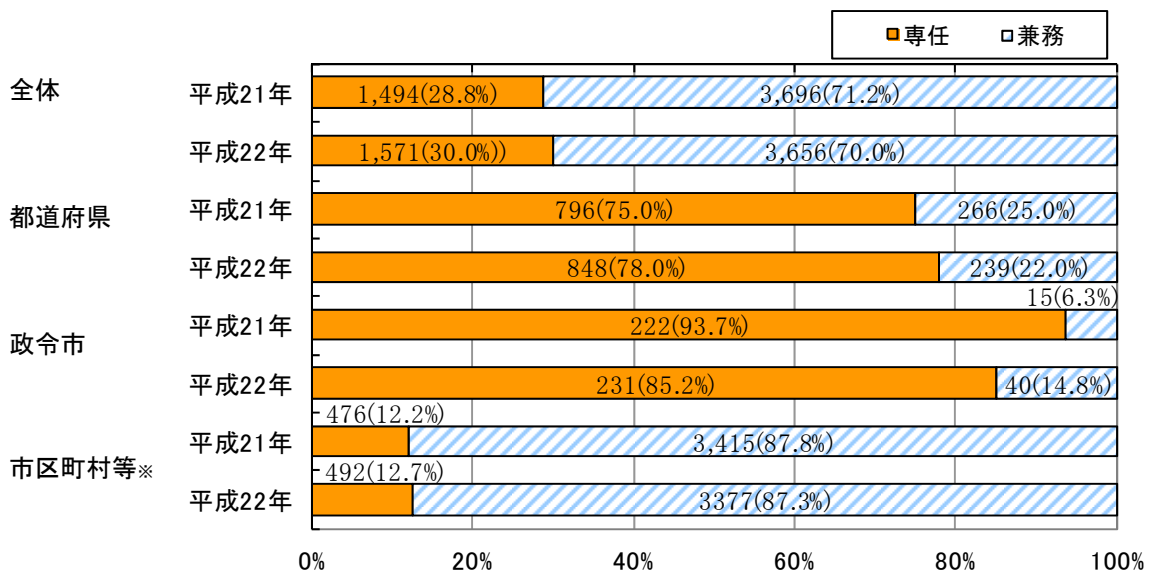
### (2) 消費者行政担当の事務職員数

	単位(人) 平成22年4月1日現在			
	平成21年	平成22年	増減 (H21.4.1からの比較)	増減率
都道府県	1,062	1,087	25	2.4%
政令市	237	271	34	14.3%
市区町村等* (政令市除く)	3,891	3,868	-23	-0.6%
全体	5,190	5,226	36	0.7%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅱ-2 >

### (3) 消費者行政担当事務職員の「専任」「兼務」別の職員数



※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅱ-3-1 >

平成22年4月1日現在

	平成21年		平成22年	
	職員数(人)	割合	職員数(人)	割合
全体	5,190	—	5,226	—
うち専任職員	1,494	28.8%	1,570	30.0%
うち兼務職員	3,696	71.2%	3,656	70.0%
都道府県	1,062	—	1,087	—
うち専任職員	796	75.0%	848	78.0%
うち兼務職員	266	25.0%	239	22.0%
政令市	237	—	271	—
うち専任職員	222	93.7%	231	85.2%
うち兼務職員	15	6.3%	40	14.8%
市区町村等*(政令市除く)	3,891	—	3,868	—
うち専任職員	476	12.2%	491	12.7%
うち兼務職員	3,415	87.8%	3,377	87.3%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅱ-3-2 >

(4) 市区町村（政令市除く）における消費者行政担当事務職員の「兼務」の状況

平成22年4月1日現在

消費者行政の 業務ウエイト	平成21年		平成22年	
	兼務職員数 (人)	割合	兼務職員数 (人)	割合
90%	35	1.0%	44	1.3%
80%	58	1.7%	60	1.8%
70%	59	1.7%	84	2.5%
60%	69	2.0%	77	2.3%
50%	308	9.1%	285	8.4%
40%	120	3.6%	150	4.4%
30%	596	17.6%	555	16.4%
20%	712	21.1%	682	20.2%
10%	1,458	43.2%	1,440	42.6%
	<b>兼務職員数 の合計(人)</b>	<b>平均ウエイト</b>	<b>兼務職員数 の合計(人)</b>	<b>平均ウエイト</b>
	3,415	24.3%	3,377	24.9%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅱ-4 >

## Ⅱ－３ 消費生活相談員の配置状況

### (1) 概況

消費生活相談員について、平成22年4月1日現在、全体で3,146人（前年度比346人増加）となっている。

消費生活センターを含む相談窓口においては、57.3%の窓口において相談員が配置されている。

### (2) 消費生活相談員数

#### ①消費生活相談員数

単位(人) 平成22年4月1日現在

	平成21年	平成22年	増減 (H21.4.1からの比較)	増減率
都道府県	714	736	22	3.1%
政令市	247	262	15	6.1%
市区町村等 (政令市除く)	1,839	2,148	309	16.8%
全体	2,800	3,146	346	12.4%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅱ-5 >

#### ②消費生活相談員数（市区町村等）

単位(人) 平成22年4月1日現在

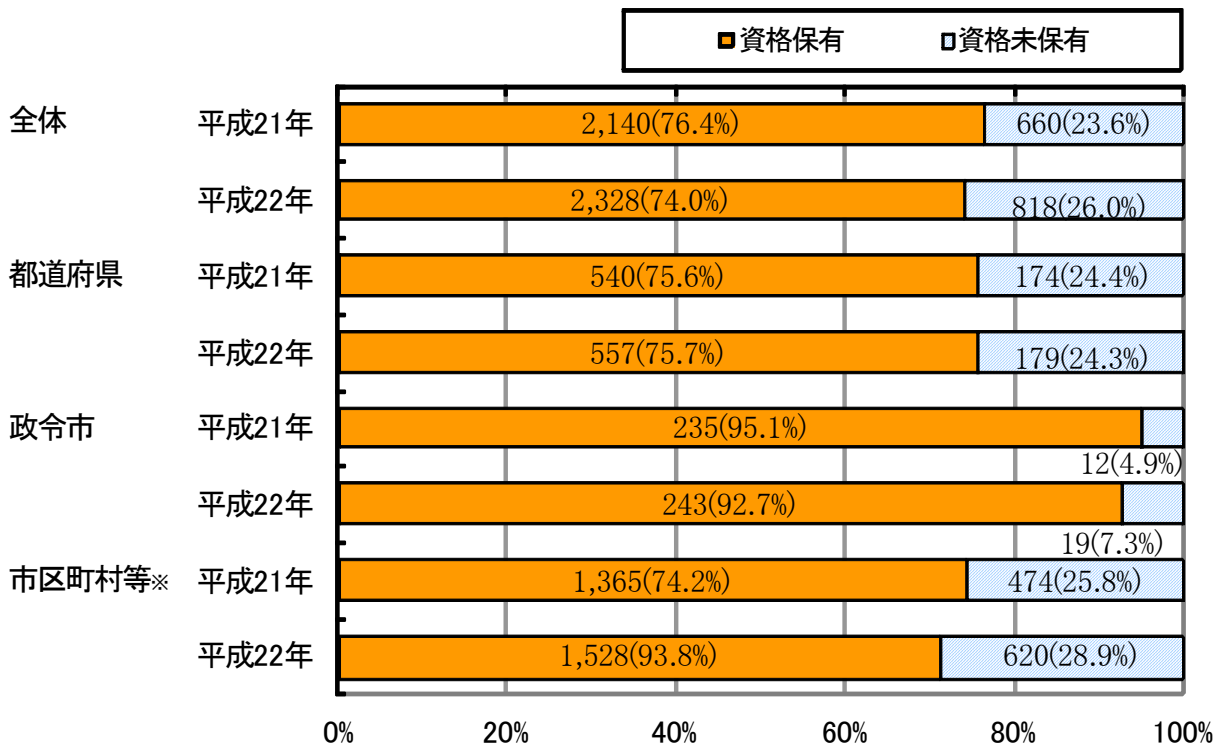
	平成21年	平成22年	増減 (H21.4.1からの比較)	増減率
市区町村等 (政令市除く)	1,839	2,148	309	16.8%
市区	1,629	1,877	248	15.2%
町村	207	261	54	26.1%
広域連合、一部事務組合	3	10	7	233.3%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅱ-6 >



(3) 消費生活相談員の資格保有、未保有別の相談員数



※広域連合、一部事務組合を含む

平成22年4月1日現在

	平成21年		平成22年	
	相談員数(人)	割合	相談員数(人)	割合
全体	2,800	—	3,146	—
うち資格保有	2,140	76.4%	2,328	74.0%
うち資格未保有	660	23.6%	818	26.0%
都道府県	714	—	736	—
うち資格保有	540	75.6%	557	75.7%
うち資格未保有	174	24.4%	179	24.3%
政令市	247	—	262	—
うち資格保有	235	95.1%	243	92.7%
うち資格未保有	12	4.9%	19	7.3%
市区町村等(政令市除く)	1,839	—	2,148	—
うち資格保有	1,365	74.2%	1,528	71.1%
うち資格未保有	474	25.8%	620	28.9%

※1 資格とは以下を示す

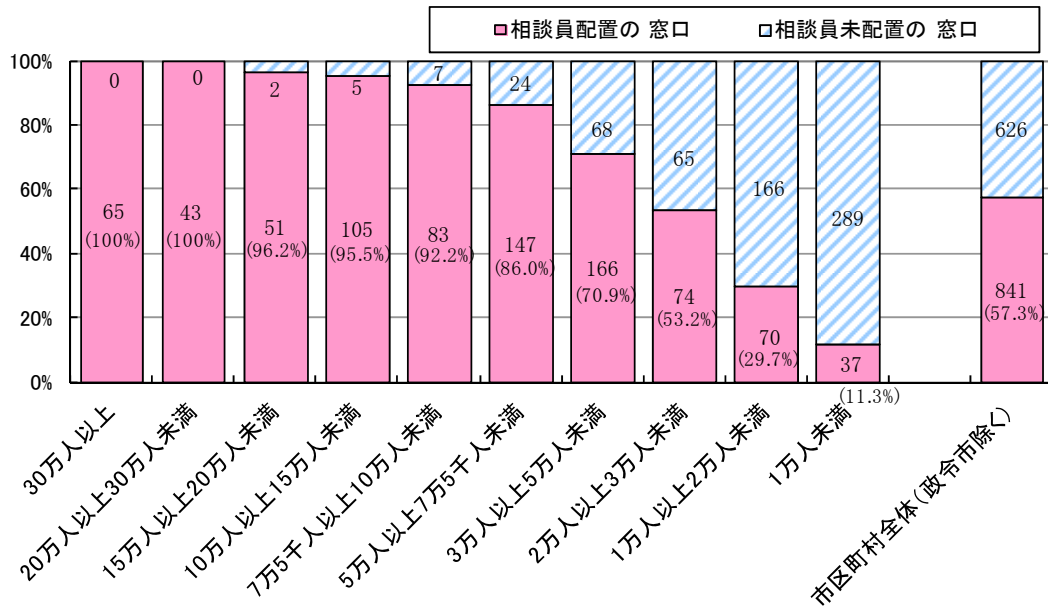
- ①独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
- ②財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- ③財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

※2 広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅱ-7 >

(4) 市区町村の消費生活相談窓口（消費生活センター含む）における人口規模別の配置状況

①人口規模別の相談員の配置窓口数



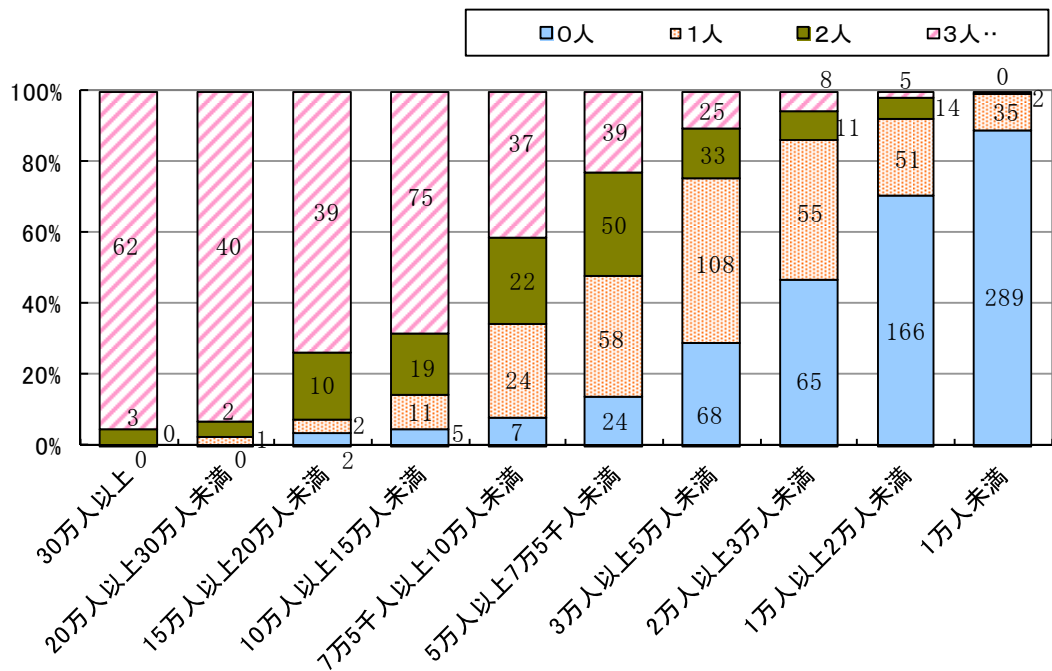
< 図表Ⅱ-8-1 >

平成22年4月1日現在

	相談員配置の窓口		相談員未配置の窓口		窓口あたりの相談員数(人)
	窓口数	割合	窓口数	割合	
30万人以上	65	100%	0	0%	6
20万人以上30万人未満	43	100%	0	0%	4
15万人以上20万人未満	51	96.2%	2	3.8%	4
10万人以上15万人未満	105	95.5%	5	4.5%	3
7万5千人以上10万人未満	83	92.2%	7	7.8%	2
5万人以上7万5千人未満	147	86.0%	24	14.0%	2
3万人以上5万人未満	166	70.9%	68	29.1%	2
2万人以上3万人未満	74	53.2%	65	46.8%	1
1万人以上2万人未満	70	29.7%	166	70.3%	1
1万人未満	37	11.3%	289	88.7%	1
市区町村全体(政令市除く)	841	57.3%	626	42.7%	3

< 図表Ⅱ-8-2 >

②人口規模別、相談員数別の自治体数



< 図表Ⅱ-9-1 >

単位(自治体数) 平成22年4月1日現在

	窓口の相談員数別の自治体数								窓口設置の自治体数
	0人	割合	1人	割合	2人	割合	3人以上	割合	
30万人以上	0	0%	0	0%	3	4.6%	62	95.4%	65
20万人以上30万人未満	0	0%	1	2.3%	2	4.7%	40	93.0%	43
15万人以上20万人未満	2	3.8%	2	3.8%	10	18.9%	39	73.6%	53
10万人以上15万人未満	5	4.5%	11	10.0%	19	17.3%	75	68.2%	110
7万5千人以上10万人未満	7	7.8%	24	26.7%	22	24.4%	37	41.1%	90
5万人以上7万5千人未満	24	14.0%	58	33.9%	50	29.2%	39	22.8%	171
3万人以上5万人未満	68	29.1%	108	46.2%	33	14.1%	25	10.7%	234
2万人以上3万人未満	65	46.8%	55	39.6%	11	7.9%	8	5.8%	139
1万人以上2万人未満	166	70.3%	51	21.6%	14	5.9%	5	2.1%	236
1万人未満	289	88.7%	35	10.7%	2	0.6%	0	0.0%	326
市区町村全体(政令市除く)	626	42.7%	345	23.5%	166	11.3%	330	22.5%	1,467

※広域連合、一部事務組合を除く

< 図表Ⅱ-9-2 >

## Ⅱ－４ 商品テスト担当職員の配置状況

### (1) 概況

商品テスト担当職員については、都道府県と市区町村で職員数が増加し、全体で81人となっている。

### (2) 商品テスト担当職員数

	単位(人)		平成22年4月1日現在	
	平成21年	平成22年	増減 (H21.4.1からの比較)	増減率
都道府県	62	63	1	1.6%
政令市	10	10	0	0.0%
市区町村等* (政令市除く)	5	8	3	60.0%
全体	77	81	4	5.2%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅱ-10 >

### (3) 採用形態別の配置状況

	単位(人)			平成22年4月1日現在		合計
	定数内職員数			定数外 職員数	その他 職員数	
	専任	兼務	計			
平成20年	42	5	47	19	11	77
平成21年	39	8	47	21	13	81
増減	-3	3	0	2	2	4

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅱ-11 >

### Ⅲ. 消費生活相談員の採用形態・待遇

#### Ⅲ－１ 消費生活相談員の採用形態・勤務形態

##### (1) 概況

消費生活相談員の採用形態については、「定数外」が76.9%（2,420人）で、「個人委託」が前年から31.8%（50人）増となっている。

##### (2) 採用形態別相談員数

	単位(人)				平成22年4月1日現在
	定数内 (常勤職員)	定数外 (非常勤職員)	法人委託	個人委託	計
平成21年	75 (2.4%)	2,120 (67.4%)	448 (14.2%)	157 (5.0%)	2,800
平成22年	84 (2.7%)	2,420 (76.9%)	435 (13.8%)	207 (6.6%)	3,146
増減	9	300	-13	50	346
増減率	12.0%	14.2%	-2.9%	31.8%	12.4%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅲ-1 >

##### (3) 定数外の採用形態別相談員数

	単位(人)					平成22年4月1日現在
	特別職 非常勤職員	一般職 非常勤職員	臨時的 任用職員	任期付短時 間勤務職員	その他	
平成21年	1,718 (81.0%)	257 (12.1%)	97 (4.6%)	5 (0.2%)	43 (2.0%)	
平成22年	1,749 (72.3%)	464 (19.2%)	141 (5.8%)	10 (0.4%)	56 (2.3%)	
増減	31	207	44	5	13	
増減率	1.8%	80.5%	45.4%	100.0%	30.2%	

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅲ-2 >

### Ⅲ－２ 消費生活相談員の待遇

#### (1) 概況

消費生活相談員（「定数内」以外）の報酬形態は「月額払い」が52.3%と最も高く、次いで「日額払い」が39.4%となっている。

また、報酬額（7時間換算）の平均は、区が15,737円と最も高く、全体で10,622円となっている。

#### (2) 相談員（「定数内」以外）の報酬形態

	単位(人) 平成22年4月1日現在				
	時給払い	日額払い	週額払い	月額払い	年額払い
平成21年	6.6%	41.9%	0.0%	49.3%	2.2%
平成22年	7.3%	39.4%	0.0%	52.3%	1.0%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅲ-3 >

#### (3) 相談員（「定数内」以外）の平均報酬額（日額7時間換算）

	単位(円) 平成22年4月1日現在						
	都道府県	政令市	市	区	町	村	平均
平成21年	9,432	10,827	10,428	15,528	10,299	9,346	10,302
平成22年	9,983	11,602	10,387	15,737	9,998	9,931	10,616
増減額	551	775	-41	209	-301	585	313
増減率	5.8%	7.2%	-0.4%	1.3%	-2.9%	6.3%	3.0%

※自治体には広域連合、一部事務組合を除く

※1日の勤務時間が4時間以上の相談員のみ対象

< 図表Ⅲ-4 >

(4) 相談員（「定数内」以外）の雇用期間

①相談員の契約上の雇用期間

単位(人) 平成22年4月1日現在

	1年未満	1年	2年	3年以上	その他
平成21年	1.2%	92.8%	4.9%	0.5%	0.6%
平成22年	2.6%	87.5%	4.2%	1.1%	4.6%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅲ-5 >

②雇用期間の更新回数制限の有無

平成22年4月1日現在

		全体	都道府県	政令市	市区町村等
平成21年	制限有	18.3%	31.8%	12.1%	14.2%
	制限無	81.7%	68.2%	87.9%	85.8%
平成22年	制限有	19.6%	25.9%	12.6%	17.5%
	制限無	80.4%	74.1%	87.4%	82.5%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅲ-6 >

③採用形態別の雇用期間の平均更新回数（対象：②の制限有の自治体）

平成22年4月1日現在

	平均回数 (回)	割合						
		1回	2回	3回	4回	5回	6~9回	10回以上
定数外の全体	3.8	5.3%	10.6%	7.5%	36.3%	15.5%	24.8%	11.9%
特別職非常勤職員	4.9	2.1%	11.7%	9.0%	40.7%	15.9%	11.7%	9.0%
一般職非常勤職員	5.9	1.8%	9.1%	3.6%	32.7%	14.5%	18.2%	20.0%
臨時的任用職員	3.7	31.8%	9.1%	9.1%	13.6%	13.6%	9.1%	13.6%
任期付短時間勤務職員	1.0	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	4.3	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表Ⅲ-7 >

## IV. 消費者行政担当部署の配置、事務分掌

### IV-1 消費者行政担当部署の配置状況

#### (1) 概況

消費者行政の担当部署については、都道府県、政令市において、それぞれ1自治体を除き専管部署が設置されている。市区町村においては、222（12.8%）（前年度比40の市町村増加）の自治体が専管部署を設置している。

#### (2) 消費者行政をもっぱら担当する部署（専管機構・組織）の設置状況

平成22年4月1日現在

		平成21年	平成22年		増減 (H21.4.1からの 比較)
			自治体数	設置率	
全 体	専管部署無し	1,589	1,499	83.2%	-90
	専管部署有り				
	部局レベル	13	3	0.2%	-10
	課レベル	35	61	3.4%	26
	室レベル	40	55	3.1%	15
	係レベル	159	168	9.3%	9
	合計(自治体数)	247	287	15.9%	40
都 道 府 県	専管部署無し	1	1	2.1%	0
	専管部署有り				
	部局レベル	1	1	2.1%	0
	課レベル	11	15	31.9%	4
	室レベル	6	9	19.1%	3
	係レベル	28	21	44.7%	-7
	合計(自治体数)	46	46	97.9%	0
政 令 市	専管部署無し	0	1	5.3%	1
	専管部署有り				
	部局レベル	12	2	10.5%	-10
	課レベル	0	9	47.4%	9
	室レベル	6	2	10.5%	-4
	係レベル	0	5	26.3%	5
	合計(自治体数)	18	18	94.7%	0
(政 市 区 市 町 除 村 く)	専管部署無し	1,588	1,494	86.3%	-94
	専管部署有り				
	部局レベル	0	0	0.0%	0
	課レベル	24	37	2.1%	13
	室レベル	27	43	2.5%	16
	係レベル	131	142	8.2%	11
	合計(自治体数)	182	222	12.8%	40
一 広 域 事 務 合 組 合	専管部署無し	0	3	75.0%	3
	専管部署有り				
	部局レベル	0	0	0.0%	0
	課レベル	0	0	0.0%	0
	室レベル	1	1	25.0%	0
	係レベル	0	0	0.0%	0
	合計(自治体数)	1	1	25.0%	0

< 図表IV-1 >



## IV-2 事務分掌の規定状況

### (1) 概況

消費者行政に係る事務分掌については、市区町村では84.7%（1,467自治体）の自治体において規則等に規定されている。

### (2) 市区町村（政令市除く）における事務分掌を規定している自治体数

平成22年4月1日現在

	平成22年			平成21年
	規定している自治体数	割合	(参考)自治体数*	割合
30万人以上	64	98.5%	65	97.0%
20万人以上30万人未満	42	97.7%	43	95.2%
15万人以上20万人未満	52	98.1%	53	96.2%
10万人以上15万人未満	103	93.6%	110	88.7%
7万5千人以上10万人未満	85	91.4%	93	85.6%
5万人以上7万5千人未満	167	93.3%	179	89.5%
3万人以上5万人未満	232	90.6%	256	83.2%
2万人以上3万人未満	133	82.1%	162	73.6%
1万人以上2万人未満	254	84.9%	299	74.8%
1万人未満	335	71.1%	471	62.8%
計	1,467	84.7%	1,731	77.5%

※広域連合、一部事務組合を除く

< 図表IV-2 >

## V. 消費者行政予算

### V-1 消費者行政予算について

#### (1) 概況

消費者行政本課及び消費生活センターにおける狭義の消費者行政予算については、平成21年度の最終予算額は14,079,676千円で、平成22年度の当初予算額は16,669,332千円である。

また、自治体全体の消費者行政予算については、平成21年度最終予算額は16,540,749千円で、平成22年度当初予算額は19,503,252千円である。

#### (2) 消費者行政本課及び消費生活センターにおける消費者行政予算の推移

単位(千円)

年度	都道府県	政令市	市区町村等 <sup>※2</sup>	合計	増減率
平成7年	12,694,854	2,374,052	4,923,187	19,992,093	—
平成8年	11,938,878	1,560,828	5,591,630	19,091,336	-4.5%
平成9年	10,979,950	2,076,568	4,752,647	17,809,165	-6.7%
平成10年	9,971,513	1,714,379	4,693,887	16,379,779	-8.0%
平成11年	8,820,294	1,599,410	5,558,910	15,978,614	-2.4%
平成12年	8,898,946	2,031,110	5,609,691	16,539,747	3.5%
平成13年	8,031,063	1,664,726	5,913,481	15,609,270	-5.6%
平成14年	7,692,218	1,709,132	5,327,650	14,729,000	-5.6%
平成15年	6,359,648	1,654,179	5,087,608	13,101,435	-11.1%
平成16年	6,428,081	1,845,828	4,760,347	13,034,256	-0.5%
平成17年	5,676,093	1,733,727	4,801,921	12,211,741	-6.3%
平成18年	4,654,008	1,594,878	4,784,711	11,033,597	-9.6%
平成19年	4,340,632	1,986,712	4,869,732	11,197,076	1.5%
平成20年	4,225,503	1,550,313	4,304,752	10,080,568	-10.0%
平成21年	5,745,045	1,945,754	6,388,877	14,079,676	39.7%
平成22年	6,868,798	2,262,003	7,538,531	16,669,332	

※1 平成21年度までは各年度最終予算額であり、平成22年度は当初予算(年度途中の補正は含まない)である

※2 市区町村等には、広域連合、一部事務組合を含む

< 図表V-1 >

(3) 自治体全体における消費者行政予算の動向

①消費者行政本課及び消費者生活センターにおける消費者行政予算の動向

単位(千円)

	平成21年度	平成22年度	増減	増減率
全自治体計	14,079,676	16,669,332	2,589,656	18.4%
うち基金	3,986,687	6,772,717	2,786,030	69.9%
基金以外	10,092,989	9,896,615	-196,374	-1.9%
都道府県	5,745,045	6,868,798	1,123,753	19.6%
うち基金	1,786,610	3,280,980	1,494,370	83.6%
基金以外	3,958,435	3,587,818	-370,617	-9.4%
政令市	1,945,754	2,262,003	316,249	16.3%
うち基金	309,245	639,631	330,386	106.8%
基金以外	1,636,509	1,622,372	-14,137	-0.9%
市区町村等(政令市除く)	6,388,877	7,538,531	1,149,654	18.0%
うち基金	1,890,832	2,852,106	961,274	50.8%
基金以外	4,498,045	4,686,425	188,380	4.2%

※平成21年度までは各年度最終予算額であり、平成22年度は当初予算(年度途中の補正は含まない)である

< 図表V-2 >

②自治体全体における消費者行政予算の動向

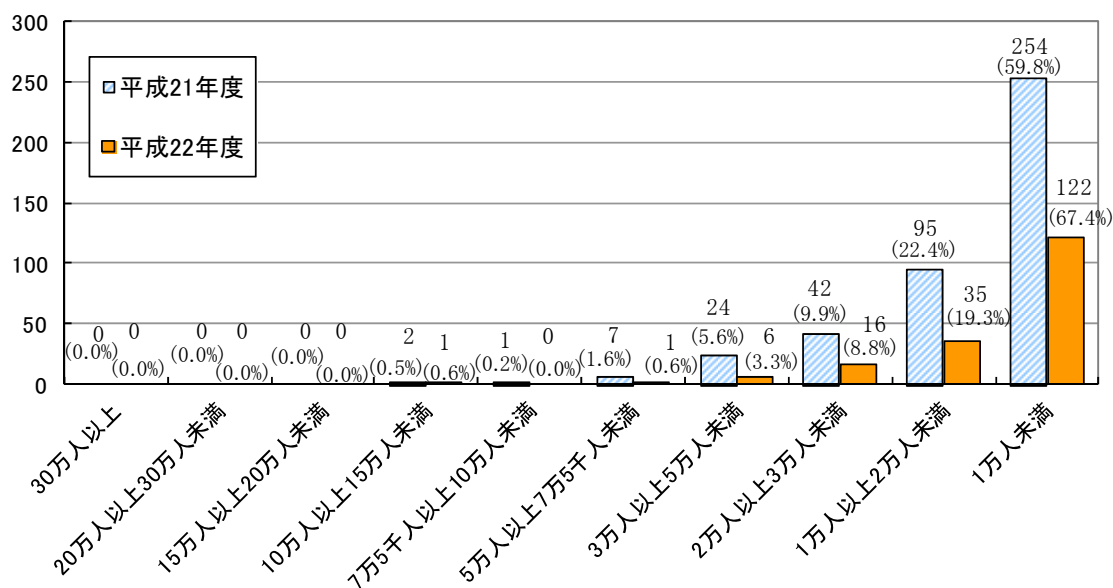
単位(千円)

	平成21年度	平成22年度	増減	増減率
全自治体計	16,540,749	19,503,252	2,962,503	17.9%
うち基金	4,150,686	7,066,370	2,915,684	70.2%
基金以外	12,390,063	12,436,882	46,819	0.4%
都道府県	7,214,063	8,659,801	1,445,738	20.0%
うち基金	1,892,367	3,474,159	1,581,792	83.6%
基金以外	5,321,696	5,185,642	-136,054	-2.6%
政令市	2,315,996	2,652,253	336,257	14.5%
うち基金	309,245	661,627	352,382	113.9%
基金以外	2,006,751	1,990,626	-16,125	-0.8%
市区町村等(政令市除く)	7,010,690	8,191,198	1,180,508	16.8%
うち基金	1,949,074	2,930,584	981,510	50.4%
基金以外	5,061,616	5,260,614	198,998	3.9%

※平成21年度までは各年度最終予算額であり、平成22年度は当初予算(年度途中の補正は含まない)である

< 図表V-3 >

(4) 消費者行政予算の無い自治体数 (市区町村)



< 図表V-4-1 >

	平成21年度		平成22年度		増減	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	増減率
30万人以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
20万人以上30万人未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
15万人以上20万人未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10万人以上15万人未満	2	0.5%	1	0.6%	-1	-50.0%
7万5千人以上10万人未満	1	0.2%	0	0.0%	-1	-100.0%
5万人以上7万5千人未満	7	1.6%	1	0.6%	-6	-85.7%
3万人以上5万人未満	24	5.6%	6	3.3%	-18	-75.0%
2万人以上3万人未満	42	9.9%	16	8.8%	-26	-61.9%
1万人以上2万人未満	95	22.4%	35	19.3%	-60	-63.2%
1万人未満	254	59.8%	122	67.4%	-132	-52.0%
市区町村全体(政令市除く)	425	100%	181	100%	-244	-57.4%

※広域連合、一部事務組合を除く

< 図表V-4-2 >

## V-2 消費生活相談員に係る人件費の動向

### (1) 概況

消費生活相談員に係る人件費について、平成21年度の最終予算額は4,820,837千円で、平成22年度の当初予算額は5,689,713千円である。

### (2) 相談員に係る人件費の動向

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	増減	増減率
全自治体計	4,820,837	5,689,713	868,877	18.0%
うち基金	180,208	851,995	671,787	372.8%
基金以外	4,640,629	4,837,718	197,090	4.2%
都道府県	1,375,906	1,478,073	102,168	7.4%
うち基金	33,131	101,498	68,367	206.4%
基金以外	1,342,775	1,376,575	33,801	2.5%
政令市	680,014	812,304	132,290	19.5%
うち基金	7,603	99,458	91,855	1208.1%
基金以外	672,411	712,846	40,435	6.0%
市区町村(政令市除く)	2,755,599	3,379,851	624,252	22.7%
うち基金	136,718	638,384	501,666	366.9%
基金以外	2,618,881	2,741,467	122,586	4.7%
広域連合、一部事務組合	9,318	19,485	10,167	109.1%
うち基金	2,756	12,655	9,899	359.2%
基金以外	6,562	6,830	268	4.1%

※ 平成21年度までは各年度最終予算であり、平成22年度は当初予算(年度途中の補正は含まない)である。

< 図表V-5 >

(3) 消費者行政予算に占める相談員に係る人件費の割合

	平成21年度	平成22年度	増減率
全自治体計	29.1%	29.2%	0.0
うち基金の消費者行政予算に占める人件費の割合	4.3%	12.1%	7.7
基金以外の消費者行政予算に占める人件費の割合	37.5%	38.9%	1.4
都道府県	19.1%	17.1%	-2.0
うち基金の消費者行政予算に占める人件費の割合	1.8%	2.9%	1.2
基金以外の消費者行政予算に占める人件費の割合	25.2%	26.5%	1.3
政令市	29.4%	30.6%	1.3
うち基金の消費者行政予算に占める人件費の割合	2.5%	15.0%	12.6
基金以外の消費者行政予算に占める人件費の割合	33.5%	35.8%	2.3
市区町村(政令市除く)	39.3%	41.3%	2.0
うち基金の消費者行政予算に占める人件費の割合	7.0%	21.8%	14.8
基金以外の消費者行政予算に占める人件費の割合	51.7%	52.1%	0.4
広域連合、一部事務組合	32.1%	41.7%	9.6
うち基金の消費者行政予算に占める人件費の割合	26.8%	51.5%	24.7
基金以外の消費者行政予算に占める人件費の割合	35.1%	30.9%	-4.1

※ 平成21年度までは各年度最終予算における割合であり、平成22年度は当初予算(年度途中の補正は含まない)における割合である

< 図表V-6 >

## VI. 事業の実施状況

### VI-1 相談事業の実施状況

#### (1) 概況

平成 21 年度における相談業務の実施体制について、「直営」による実施が 532 団体で、その他（法人等への委託、指定管理）が 77 団体となっている。

平成 21 年度における相談件数については、1,064,378 件（前年比 53,167 件減）となっている。うち「あっせん件数」は 73,776 件（前年比 5,690 件増）で、「あっせん率」は 6.9%（前年比 0.8 ポイント増）となっている。

#### (2) 相談業務の実施状況（自治体数）

単位(自治体数)

	都道府県		政令市		市区町村等* (政令市除く)		全体	
	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度
直営	40	40	12	13	376	479	428	532
法人委託	6	6	5	5	42	43	53	54
個人委託	0	0	0	0	15	17	15	17
指定管理	1	1	1	1	1	1	3	3
その他	0	0	0	0	2	3	2	3

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表VI-1 >

(3) 相談業務の実施状況（受付件数）

単位(件)

	平成20年度	平成21年度	増減	増減率
自治体全体	1,117,545	1,064,378	-53,167	-4.8%
うち「あっせん件数」	68,086	73,776	5,690	8.4%
(あっせんの割合)	6.1%	6.9%	—	—
都道府県	424,685	404,624	-20,061	-4.7%
うち「あっせん件数」	18,423	20,591	2,168	11.8%
(あっせんの割合)	4.3%	5.1%	—	—
政令市	191,041	188,356	-2,685	-1.4%
うち「あっせん件数」	10,291	12,770	2,479	24.1%
(あっせんの割合)	5.4%	6.8%	—	—
市区町村等*(政令市除く)	501,819	471,398	-30,421	-6.1%
うち「あっせん件数」	39,372	40,415	1,043	2.6%
(あっせんの割合)	7.8%	8.6%	—	—

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表VI-2 >



## VI-2 研修の実施、参加状況

### (1) 概況

平成21年度において、消費者行政に係る研修は、都道府県で46自治体、政令市で14自治体を実施している。また、研修の参加状況について、都道府県、政令市では全ての自治体が参加しており、市区町村においては1,274(73.6%)の団体が参加している。

### (2) 研修の実施状況（都道府県及び政令市）

	都道府県		政令市	
	平成 20年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 21年度
研修実施自治体数	43	46	13	14
研修未実施自治体数	3	1	5	5

< 図表VI-3 >

### (3) 研修の参加状況

#### ①参加、不参加の状況

	都道府県		政令市		市区町村等※ (政令市除く)	
	平成 20年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 21年度
研修参加自治体数	47	47	18	19	1,050	1,274
研修不参加自治体数	0	0	0	0	721	457
不参加自治体の割合 (不参加自治体数/全自治体数)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.7%	26.4%

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表VI-4 >

②研修実施主体別の参加状況（対象：研修参加自治体）

（ ）内は参加率

	都道府県	政令市	市区町村等※ (政令市除く)
「国」で実施	13 (28.3%)	0 (0.0%)	47 (3.7%)
「国民生活センター」で実施	19 (41.3%)	4 (22.2%)	247 (19.6%)
「都道府県(委託含む)」で実施	6 (13.0%)	5 (27.8%)	730 (57.8%)
「市区町村等」で実施	0 (0.0%)	4 (22.2%)	56 (4.4%)
「その他」で実施	8 (17.4%)	5 (27.8%)	183 (14.5%)
(参考)研修参加自治体数	47	19	1,274

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表VI-5 >

### VI-3 消費者教育、啓発、広報事業の実施状況

#### (1) 概況

平成 21 年度における講習会等の実施状況は、都道府県、政令市の全てで実施されており、市区町村において 881 (50.9%) の団体が実施している。

#### (2) 講習等（出前講座を含む）の実施状況

	都道府県		政令市		市区町村等 (政令市除く)	
	平成 20年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 21年度
講習等実施自治体数	47	47	18	19	727	881
出前講座 実施自治体数	47	47	18	19	601	862
講習等未実施自治体数	0	0	0	0	1044	850
出前講座 未実施自治体数	0	0	0	0	1170	869
未実施自治体の割合 (未実施自治体数/全自治体数)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	58.9%	49.1%

< 図表VI-6 >

VI-4 法執行の実施状況

(1) 法執行の実施状況（件数）

	都道府県			政令市			合計		
	平成 20年度	平成 21年度	増減	平成 20年度	平成 21年度	増減	平成 20年度	平成 21年度	増減
景品表示法	21	26	5	0	0	0	21	26	5
指示	21	26	5	0	0	0	21	26	5
措置請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
JAS法	81	62	-19	1	0	-1	82	62	-20
指示	81	62	-19	1	0	-1	82	62	-20
命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品衛生法	236	164	-72	94	37	-57	330	201	-129
物品廃棄命令	15	18	3	9	3	-6	24	21	-3
営業停止命令	170	109	-61	40	16	-24	210	125	-85
営業禁止命令	51	37	-14	45	18	-27	96	55	-41
営業許可取消命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康増進法(収去)	79	0	-79	5	6	1	84	6	-78
家庭用品品質表示法	1	11	10	0	0	0	1	11	10
指示	1	11	10	0	0	0	1	11	10
公表	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定商取引法	104	89	-15	0	0	0	104	89	-15
指示	17	14	-3	0	0	0	17	14	-3
業務停止命令	87	75	-12	0	0	0	87	75	-12
割賦販売法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
改善命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務停止命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可・登録取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸金業法	440	235	-205	0	0	0	440	235	-205
業務改善命令	18	17	-1	0	0	0	18	17	-1
業務停止命令	79	45	-34	0	0	0	79	45	-34
登録取消	343	173	-170	0	0	0	343	173	-170
旅行業法	19	14	-5	0	0	0	19	14	-5
業務改善命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務停止命令	2	2	0	0	0	0	2	2	0
登録取消	17	12	-5	0	0	0	17	12	-5
宅建業法	362	349	-13	0	0	0	362	349	-13
指示	108	93	-15	0	0	0	108	93	-15
業務停止命令	86	58	-28	0	0	0	86	58	-28
免許取消	168	198	30	0	0	0	168	198	30
消費生活関係条例	605	654	49	128	146	18	733	800	67
指導	505	562	57	120	145	25	625	707	82
勧告	51	48	-3	8	1	-7	59	49	-10
公表	49	44	-5	0	0	0	49	44	-5
禁止命令	0	3	3	0	0	0	0	3	3

< 図表VI-7 >

## VI-5 商品テストの実施状況

### (1) 概況

商品テストの実施設備については、都道府県で26自治体（55.3%）、政令市では8自治体（42.1%）が整備しており、市区町村においては窓口を設置している1,475自治体のうち15自治体（1.0%）が設備を整備している。

### (2) 商品テスト実施設備の状況

平成22年4月1日現在

	実施設備有の 自治体数(A)	相談窓口を設置 している自治体数(B)	割合 A/B	(参考) 自治体数
全体	49	1,533	3.2%	1,801
都道府県	26	47	55.3%	47
政令市	8	19	42.1%	19
市区町村等* (政令市除く)	15	1,467	1.0%	1,735

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表VI-8 >

(3) 商品テストの実施状況 (件数)

	平成20年	平成21年		件数の 増 減	件数の 増減率
	件数	件数	自治体数 割合		
自治体計	1,487	1,898	247 —	411	27.6%
①自ら実施	149	537	17 28.3%	388	260.4%
②テスト業務自体を外部委託	746	753	27 39.7%	7	0.9%
③他部局に依頼	24	26	3 1.4%	2	8.3%
④国民生活センターに依頼	32	48	36 2.5%	16	50.0%
⑤その他公的機関に依頼	284	292	109 15.4%	8	2.8%
⑥民間検査機関に依頼	203	198	38 10.4%	-5	-2.5%
⑦その他	49	44	17 2.3%	-5	-10.2%
都道府県	956	1,349	76 —	393	41.1%
①自ら実施	26	417	3 30.9%	391	1503.8%
②テスト業務自体を外部委託	698	687	21 50.9%	-11	-1.6%
③他部局に依頼	23	23	1 1.7%	0	0.0%
④国民生活センターに依頼	4	4	2 0.3%	0	0.0%
⑤その他公的機関に依頼	16	17	13 1.3%	1	6.3%
⑥民間検査機関に依頼	184	190	32 14.1%	6	3.3%
⑦その他	5	11	4 0.8%	6	120.0%
政令市	268	258	32 —	-10	-3.7%
①自ら実施	105	88	4 34.1%	-17	-16.2%
②テスト業務自体を外部委託	44	60	3 23.3%	16	36.4%
③他部局に依頼	1	3	2 1.2%	2	200.0%
④国民生活センターに依頼	5	13	10 5.0%	8	160.0%
⑤その他公的機関に依頼	107	86	11 33.3%	-21	-19.6%
⑥民間検査機関に依頼	3	0	0 0.0%	-3	-100.0%
⑦その他	3	8	2 3.1%	5	166.7%
市区町村等*(政令市除く)	263	291	139 —	28	10.6%
①自ら実施	18	32	10 11.0%	14	77.8%
②テスト業務自体を外部委託	4	6	3 2.1%	2	50.0%
③他部局に依頼	0	0	0 0.0%	0	0.0%
④国民生活センターに依頼	23	31	24 10.7%	8	34.8%
⑤その他公的機関に依頼	161	189	85 64.9%	28	17.4%
⑥民間検査機関に依頼	16	8	6 2.7%	-8	-50.0%
⑦その他	41	25	11 8.6%	-16	-39.0%

\*広域連合、一部事務組合を含む

< 図表VI-9 >

## VI-6 各主体との連携状況

### (1) 概況

庁内の他部局を集めた消費者行政に関する会議等については、都道府県においては概ね設置されており、政令市においては15自治体(78.9%)、市町村等においては204自治体(11.8%)で設置されている。

他の自治体、団体等が参加する会議等については、全ての都道府県において設置されており、政令市においては14自治体(73.7%)、市町村等においては197自治体(11.4%)で設置されている。

外部有識者、専門家等の活用状況については、全ての都道府県で活用されており、政令市では6自治体(31.6%)、市区町村では469自治体(27.0%)で活用されている。

### (2) 連絡会議、本部等の設置状況(自治体数)

平成22年4月1日現在

	庁内の他部局を集めた会議等を設置		他の自治体、団体等との会議等を設置		(参考)自治体数
	数	割合	数	割合	
全体	266	14.8%	257	14.3%	1801
都道府県	47	100.0%	46	97.9%	47
政令市	15	78.9%	14	73.7%	19
市区町村等※ (政令市除く)	204	11.8%	197	11.4%	1,735

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表VI-10 >

### (3) 外部有識者、専門家等の活用状況

#### ①活用自治体数の状況

平成22年4月1日現在

	活用している自治体数		活用していない自治体数		(参考)自治体数
	数	割合	数	割合	
全体	522	29.0%	1,279	71.0%	1,801
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	47
政令市	6	31.6%	13	68.4%	19
市区町村等※ (政令市除く)	469	27.0%	1,266	73.0%	1,735

※広域連合、一部事務組合を含む

< 図表VI-11 >

②専門家別の活用状況（対象：活用している都道府県、政令市）

	平成20年度		平成21年度	
	自治体数	割合	自治体数	割合
活用自治体数 (都道府県、政令市)	66	—	66	—
弁護士	59	(89.4%)	59	(89.4%)
司法書士	20	(30.3%)	23	(34.8%)
建築士	10	(15.2%)	12	(18.2%)
その他	10	(15.2%)	14	(21.2%)

< 図表VI-12 >



(付注)

人口規模別自治体数（市区町村）（平成22年4月1日時点）

人口1万人未満	-----	471自治体
人口1万人以上2万人未満	-----	299自治体
人口2万人以上3万人未満	-----	162自治体
人口3万人以上5万人未満	-----	256自治体
人口5万人以上7万5千人未満	-----	179自治体
人口7万5千人以上10万人未満	-----	93自治体
人口10万人以上15万人未満	-----	110自治体
人口15万人以上20万人未満	-----	53自治体
人口20万人以上30万人未満	-----	43自治体
人口30万人以上	-----	85自治体<政令市を除くと66>

※（ ）は平成21年4月1日時点の自治体数。